科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 5 月 30 日現在

機関番号: 34315

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2012~2015

課題番号: 24530896

研究課題名(和文)「司法臨床」の展開に関する実証的研究 弁護士と臨床心理士の協働をもとに

研究課題名(英文) The Empirical Research about the Development of Forensic Clinical Psychology.

Considering Based on the Collaboration of a Lawyer and a Clinical Psychologist

研究代表者

廣井 亮一(HIROI, Ryoichi)

立命館大学・文学部・教授

研究者番号:60324985

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文):本研究では、今までに構築した「司法臨床」の方法論を広く展開するために、弁護士と臨床 心理士が協働した裁判事例を分析することによって、刑事・民事事件を適切に解決するための司法臨床の効用と課題を 検証した。その結果、法と臨床の対等性に基づく両者のダイナミックな相互交流のプロセスによって生成する司法臨床 の機能が、事件を適切に解決し、裁判の当事者に寄与することが明らかになった。今後の課題は、両者の相互交流を促 進する役割を担う「司法臨床家」の養成、及び当事者主義的司法モデルを土台にした現行の裁判制度にいかにして司法 臨床を位置づけるかということである。

研究成果の概要(英文): This study inspected effects and problems of "Forensic Clinical Psychology" to solve a criminal and a civil case appropriately by analyzing the trial example that a clinical psychologist collaborated with a lawyer, in order to widely expand the methodology of Forensic Clinical Psychology which has been built up to now. As a result, it has become clear that the function of Forensic Clinical Psychology which was caused by the process of the dynamic interaction of law and clinical based on their equality solved the case appropriately and contributed to the person concerned in the trial. Training the "Forensic Clinical Psychologist" to take a role in promoting interaction of law and clinical and considering how to position the Forensic Clinical Psychology to the current trial system which is based on Traditional Adversary Model are the issues in the future.

研究分野: 臨床心理学

キーワード: 司法臨床 家庭裁判所調査官 弁護士 臨床心理士 刑事・民事事件

1.研究開始当初の背景

現代社会が抱える深刻な課題である、少年による凶悪事件、児童・高齢者虐待、ドメスティク・バイオレンス(DV)、離婚に伴う子どもの奪い合い、などの問題は、いずれも「法」と「臨床」に密接に関わることが特徴であり、その解決のためには両者のアプローチが必要である。

研究者(廣井亮一)は、家裁調査官として関わった数千例の非行臨床と家族臨床の臨床実践例の検証を基に、司法的機能と臨床的機能の両者の交差領域に浮かび上がる問題解決機能によって、少年事件、家事事件にアプローチすることを「司法臨床」と定義した。

従来、家庭裁判所の少年事件・家事事件だけでなく地方裁判所の刑事事件・民事事件における法と心理臨床によるアプローチの重要性は指摘されていた。しかしながら、わが国における刑事訴訟は伝統的な当事者主義的司法モデルに依拠しており、原理的に臨床的枠組みを導入できる構造ではない。民事訴訟においては、紛争解決において民事法・家族法の適用判断が臨床的手法や福祉的支援と有機的に結び付く仕組みになっていない。

そうした刑事事件・民事事件に「司法臨床」 を適用する展開する基盤を形成する必要が あった。

2. 研究の目的

本研究は、「司法臨床」の方法論を、法と 心理臨床の協働が求められるさまざまな実 践領域に広く展開するための基盤を形成す るためのものである。その実践領域のひとし として法律事務所に焦点化し、法律家として の弁護士と心理臨床家としての臨床心理士 による協働によって、刑事事件、民事事件を 適切に解決するためのモデルを実証的に提 示することを目的とした。

法律家として弁護士を対象にした理由は、 地方裁判所で刑事・民事事件に関与する弁護 士は、被告人の弁護において犯罪傾向や問題 を軽減する方法の提示をしたり、紛争当事者 の人間関係調整を行ったりするという、法 準拠した臨床的アプローチをしている。しか しながら、それは個々の弁護士に内在された 営みによる実践であり、その展開過程は明か になっていない。その点を外在化して明らか にするために、法律家としての弁護士と臨床 家としての臨床心理士の協働に焦点化して 検証するものである。

3. 研究の方法

従来、弁護士と臨床心理士の連携は、刑事事件の精神鑑定や民事事件の意見書での心理テストの実施などにおいて、事件に応じた弁護士活動を補充するための部分的な関与として行われていたに過ぎず、法と心理臨床が実質的に協働して、犯罪被告人や来談者の援助や問題解決をするアプローチは実践されていなかった。

そうした中で、おおいた市民総合法律事務 所(大分市)では、平成22年4月に臨床心 理士を法律事務所の正規スタッフとして位 置付け、法律事務所内にカウンセリング室を 設置して、民事・家事事件、刑事・少年事件 などに法律家としての弁護士と心理臨しての臨床心理士が実質的に協働しての場所でいる。本研究の目的にそう重要な実践の場とに て研究の協力を得た。その他、パークをぎまして研究の協力を得た。その他、パークをぎ法律 事務所(鳥取市)からも同様の協力を得た。 また、研究者も臨床心理士として関与した刑事事件、民事事件も分析の対象にした。

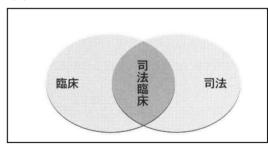
以上の実践事例をもとに、弁護士と臨床心理士の協働の実際を精査、分析した。事例の分析方法は、質的研究法(GTA:グランデッド・セオリー・アプローチ)により分析した。分析内容は、事件の係属から終結までの経過に沿いながら、弁護士と臨床心理士が具体的に必ずらな関与を行ったのか、事件の同に応じて両者がいかに協議したのか、事件の同に応じて両者がいかに協議したのか、事件の同に応じて両者がいかに協議したのか、事件の同に応じて大のかにはまとの表別の適切なと事件のでは、そのうえで、裁判の適切な解決がなされているか、裁判当事者に寄与しているかについて検証した。

4. 研究成果

(1)司法臨床の概念

図示すれば、「司法臨床」とは図1のように、法と臨床の交差領域に生成する問題解決機能によって、犯罪、児童虐待、DV などにアプローチすることである。

図 1



ところが、法と臨床の協働の実現において 最も困難なことは、法的枠組みと臨床的枠組 みが基本的に相対したり矛盾したりする関 係にあるということである。さらに、法的枠 組みは、他の思考モデルを原理的に排除ない し、制約することによって独自の議論領域を 形成している。

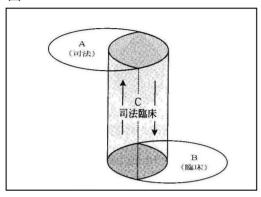
こうしたことからすれば、問題解決のプロセスに両者の機能をそのまま導入したとしても、両者は乖離してしまい、有機的に結び付いた高次の機能、すなわち「司法臨床」の機能として作用することは期待できない。

すると、法と臨床の協働においては、異なるレベル間の重ね合わせの方法論を採用しなければならない。

(2)「司法臨床」のためのコラボレーション

司法臨床におけるコラボレーションの要点は、単に、情報を交換し合ったりお互いの役割を分業したり、共通点や妥協点を見出すことだけではない。むしろ、それぞれの専出や機関が基盤とする価値、方法論の違いを認めて尊重し合いながら、異なる枠組みのダイナミックな相互作用が展開されるで要がある。司法臨床の概念的に置き換べしてといる、法と臨床の枠組みの相互作用を二重が司法臨床の枠組みである。

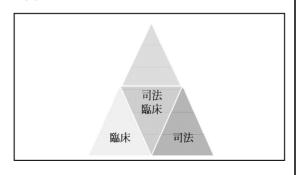
図 2



この司法臨床による枠組みで犯罪、児童虐待、DV などの問題を捉えると、その事象や問題がリフレイミング (reframing; 再枠づけ)され、加害者の更正と被害者のケアを適切に解決のための新たな方法が付与されるのである。

シンプルにデザインすれば、図3のようになり、司法と臨床の対等性を基にした司法臨床さらにそれを土台として成り立つ司法システムの確立が必要であることが明示される。

図 3



(3)実践例による検証

以上のような法と臨床の協働 = 司法臨床 システムが確立されるとどのように適切な 問題解決につながるのか、司法臨床によるア プローチが必要になる、情状心理鑑定とスト ーカー対応の2つの実践例で確認する。

情状心理鑑定

責任能力鑑定と情状心理鑑定

責任能力鑑定とは、刑法 39 条にもとづく、 もので、被疑者/被告人(以下、被告人)の精神障害などの生物学的要素の有無、さらにその症状として被告人の弁識能力(事物の理非善悪を弁識する能力)と制御能力(その弁識に従って行動する能力)の状態など心理学的要素を鑑定するものである。その結果を裁判官等が参照して、責任能力がないと判断すれば心神喪失とされ、その者に刑罰を科すことはできない。責任能力が大幅に損なわれていたならば心神耗弱とされ、その者の刑は減軽される。

一方、情状心理鑑定とは、刑法 25 条(執行猶予)、同法 66 条(酌量減軽)に関するものであり、「訴因事実以外の情状を対象とし、裁判所が刑の量定、すなわち被告人に対する処遇方法を決定するために必要な智識の提供を目的とする鑑定である」。すなわち情状鑑定の目的は、被告人が事件を起こすまでの生育歴、家族歴、友人関係、などの諸環境などをとらえ、生活体としての生身の人間である被告人を理解し、なぜ事件を起こしたのか、そしてどのように処遇することで更生できるのかを見極めることによって、刑の量定につなげるためのものである。

人間理解の方法の違い - 精神内界論と対 人関係論

責任能力鑑定が生物学的要素、心理学的要素といった被告人個人の内的側面、個人の資質に焦点をあてるのに対して、情状心理鑑定は被告人を取り巻く人間関係などの諸環境、家族・社会における個人に視点を拡げて、その関係性のなかで被告人を理解する。責任能力鑑定は精神内界論(intra-psychic)に依拠し、問題を被告人に内在化するのに対して、情状鑑定は対人関係論(inter-personal)に依拠し、被告人を取り巻く関係性の歪みの表れとして問題を理解することが特徴である。

個人に焦点をあてた犯罪理解によれば、犯罪という問題性を被告人に内在させ「問題 = 被告人」と定義することによって、犯罪の原因は被告人にあると見なされる。その結果、犯罪の責任が被告人個人に帰せられ、刑罰の論議に集約される。このような、原因が結果を一義的に規定する(原因 結果)という認識論を直線的因果論と称して、犯罪事実の認定や被告人の有責性を明らかにするための司法判断の根幹をなすものである。

それに対して、被告人を取り巻く関係性に 視点を移すことによって、被告人が起こした 犯罪行為という問題性は、被告人の生育歴に さかのぼった親子関係、およびそこから派生 する時間的経過に伴う被告人の人間関係の 歪みやその時々の家族・社会における生活空間の負因に移行する。その結果、被告人の のみが責任を負い、罰せられるべきであとと 見なされた問題から、被告人の再犯防止とも 生のために、被告人を取り巻く人間関係や諸 環境を修復するというアプローチに方向性 が転換するのである。 情状心理鑑定による通り魔殺人事件の動 機解明

「殺す相手は誰でもよかった。通りすがりの人を殺した」という通り魔殺人は、被告人自身が犯行動機を分かっておらず、「自暴自棄になったからだ」と供述とすることが多い。個人に焦点をあてた犯罪理解によれば、「犯行動機は、被告人が人生に挫折して自暴自棄となり、通りすがりの被害者を殺害したものである」「極めて身勝手な犯行動機である」「反省をしない、謝罪をしない」として厳罰が求刑されることになりかねない。

それに対して情状心理鑑定の視点は、被告人が生きてきた時間(生活歴)のタテ軸と、本件時に被告人を取り巻いていた空間(人間関係や諸環境)のヨコ軸を交差させることによって、殺害動機を解明していく。

すると、タテ軸としての早期の親子関係 (たとえば、乳幼児期の被告人に対する親子関係 ネグレクトなど)に起因する対象関係のみなどが見えてくる。すなわち、殺ち相乳の でもよかったという殺意は、被告人のが明定し親に親との関係の中で「他者とので「他者とがに対り 特に、否定的関係の中で的なできなができる。 を獲えることができる。職場に がその後の生活歴にし、ヨコ軸としてとれがその負因とはが、ヨコ軸としても 係の自因とが解明される。

そのようにして事件の動機が解明されることによって、通り魔殺人の原因は、生育歴、親子関係という被告人には如何ともしがたい要因があり、被告人の犯行動機に酌量の余地があることが示される。さらに情状心理鑑定の面接を通して、被告人のみならず両親が、親子関係の修復の必要性に気づき、被告人と親とのつながりを回復するきっかけにもつながる。それは、被害者にも親や子がいることを気づかせ、被害者の遺族に対する贖罪にもつながるものである。そうした一連のプロセスを通して被告人が更生する可能性を明示できるのである。

ストーカー対応

ストーカーへの司法臨床の必要性

ストーカーの多くは「指導」や「警告」などの対応で 80~85%がストーカー行為を止めるが、残りの 15~20%がストーカー行為を止めず、その中に「禁止命令」にも逆らって行為を続けて検挙されたり、殺人事件などを起こしたりするストーカーがいる。

どのようなストーカーの対応も難しいが、それでも警察の関与で行為を止めたり、グループカウンセリングに嫌々ながらでも参加したりするストーカーへの対応の余地は残されている。ストーカー対応で最も困難になるのは、警告を受けても検挙され実刑を受けてもストーカー行為を続けるなど、法的対応

が強化されればされるほど、その度に被害者への恨みを募らせ、攻撃を悪質化させるストーカーである。

ストーカー規制法が定義するストーカー 行為とは、「特定の人に対する恋愛感情等が 満たされなかったことに対する怨恨の感情 を充足する目的」(規制法 2 条 1 項)で、一 定の行為(規制法 2 条 2 項に例示)を繰り返 すことであり、法はそれを犯罪として処罰す る。つまりストーカー規制法は、怨恨の感情 (恨み、憎しみ)の充足のためのストーカー 行為を処罰の対象にしているのであり、怨恨 の感情など歪んだ感情の修正を目的にして はいない。

ストーカーは怨恨の感情を充足することが目的であるため、規制法でストーカー行為を禁止、阻止すると、ストーカーの欲求不満(怨恨の感情)が募り、攻撃行動が起きる、ということになる。すなわち、ストーカーの行為を法で禁止しても、ストーカーの怨恨の感情にアプローチしなければ、ストーカーの攻撃行動は防ぐことができない。ここに臨床的アプローチが求められるゆえんがある。

悪質なストーカーを法による厳罰に処するだけではなく、精神医学によって人格の治療をすることでもなく、法と臨床の協働・司法臨床によって対応困難なストーカーの歪んだ感情と攻撃性にアプローチして、ストーカー行為の凶悪化を防ぐことが現実的な課題であるといえよう。それが、ストーカー被害者が殺されないように救うための手立てとなり、ストーカー加害者を極刑から"救う"ことにもなるのである。

ストーカーの攻撃性と依存性

すべてのストーカーに共通する心理は《甘 え - 攻撃型》犯罪者の心理に通じると言われ ている(福島、2002)、「甘え-攻撃型」とは、 乳児が不満があるときに、泣いたり喚いたり しがみついたりして関心を求めるように、相 手にまとわりついてメッセージを送りさえ すれば、やがて相手が気づいてくれ愛情で応 えてくれるはずだ、という未熟な心性である。 攻撃性と依存性のアンビバレンス (ambivalence)な関係は、土居(1972)が 「甘え」の観点から解き明かしている。それ によれば、「甘え」とは、乳児が自分と母親 とが別の存在であることを体験したことに より、一層相手との一体感を求めようとする 感情表現であるとしたうえで、甘えられない 乳児の憤怒は単なる攻撃性の現れではなく、 依存欲求の不満による反応行動であり、攻撃 性と依存性が同じ関係性の裏表であるとい うことである。

したがって、ストーカーが相手にしがみつくような行為を繰り返したり、犯罪などの攻撃動として発現したりするという行為は、単に敵意や憎悪の表現ではなく、その裏に甘えたい気持ちを秘めていることの表れであり、依存性が満たされておらず、他者への依存性の歪みを反映したものでもある、ととらえる

ことができる。さらに、「甘えの背後には分離についての葛藤と不安が隠されている。このような攻撃性と依存性のアンビバレンスな心性は受動攻撃性(passive-aggressive)として発現することがある。

以上のようにストーカーの攻撃性を理解 すれば、彼らの依存性にアプローチすること が対応の鍵になる。

ストーカーへの司法臨床のアプローチ 第1段階:法的アプローチ

法的関与は法的手続の順当であると同時に、ストーカーの行動を阻止するためのクサビとして必要になる。臨床的関与だけではストーカーの行動化を止めることは不可能だからである。

ストーカーの攻撃性を法で抑え込むと、未熟な依存性を脅威にさらすことになり、ストーカーの不安と怯えが高まる。ストーカーはその不安と怯えを受けとめてもらえない場合、自己防衛として攻撃性を行動化する。

第2段階:臨床的アプローチ

このようなストーカーの心性と行動化からすれば、ストーカーに法的アプローチをすると同時に臨床的アプローチを施すことが必要になる。それは、法的にストーカー行為を禁止、阻止するときのストーカーの攻撃性の高まりを抑制するためと、ストーカーの攻撃性の高法にアプローチするためである。こまのは、ストーカーに関わる心理臨床家)とストーカーの関係(ラポー)を築く端緒になる。第3段階:ストーカーの変化

法と臨床のアプローチが適切に行われると、ストーカーは未熟な依存性の表現として、被害者の代わりに援助者に文句を言ったりすねたりするようになる。さらにそれを受容していくと、あからさまな甘えを吐露しながら、ストーカーは微妙に変化し始める。

そのときの兆候は、「変化しようとする自分」と「変化などしないという自分」のせめぎ合いを起こして、激しいいらだちを示す。ここでの対応を急いだり説得を強めたりすると、ストーカーは元の状態に戻ってしまい、援助者に同情を求めたり、自分と相のどちらが正しいのかなど白黒をつけるような司法的議論に終始してしまいかねないので留意することである。

以上のような司法臨床によるアプローチには、ストーカーの状態に応じた適切な心理的距離を取りながら関与するという心理臨床の専門性を必要とするが、ストーカーとの心理的距離の取り方はとりわけ難しい。安易にストーカーの依存性に関わると、援助者がストーカーの対象になりかねず危険である。そのためにも、司法という枠に守られた臨床的アプローチが必要になる。

(4)司法臨床の展望と課題

以上の実践事例で示したように、司法臨床 による関与は、裁判を通して、加害者の更生 と被害者のケアを成し遂げるために有効な アプローチであることが分かる。

このような司法臨床は、心理臨床の経験を 積んだ臨床心理士やさまざまな加害者(加害 少年)への更生に携わった専門家などの関与 が求められる。その意味で、現行の刑事・民 事裁判における司法臨床は、保護観察官や家 裁調査官などを経験した者による実施が現 実的である。それと併せて、司法臨床の専門 家としての「司法臨床家」を養成していくこ とが重要である。

最後に、刑事司法を取り上げて司法臨床の 課題について、法と臨床による関与が制度的 に保障されたわが国の家庭裁判所の現状を もとに触れておきたい。

家庭裁判所は、その名の通り、家族の紛争解決と、家族関係と密接に関連した非行少年の更生のために生まれた、わが国における司法臨床の素地を有する裁判所である。そのための事件の手続において、臨床的性格を付与した。司法機関である家庭裁判所に、法による規範的解決に加えて、臨床による実質的な解決を目指したからに他ならない。

そうした役割を担う家庭裁判所と家裁調査官の機能の低下が昨今著しい。家庭裁判所で法的軸が強調され、臨床的軸は従的または補充的に据え置かれているのが現状である。まさに少年事件の刑事司法化、家事事件の民事訴訟化である。家裁調査官が少年の更生のための臨床・福祉的な実践指標を示すのではなく、非行事実の軽重に従った処分意見の記述に留まっていることが多い。

このような家庭裁判所の現状をみるにつけ、ましてや地方裁判所の刑事裁判において司法臨床を実践するとなれば、伝統的な当事者主義的司法モデルから治療的司法モデルへの転換という原理的課題を乗り越えなければならない。

参考・引用文献

土居健郎 『甘えの構造』 弘文堂 1971 福島章『ストーカーの心理学 (新版)』 PHP 新書 2002

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計9件)

- (1)<u>廣井亮一</u>、「ストーカー加害者への司法臨 床」、『犯罪と非行』、査読無、公益法人日 立みらい財団編、第 178 号、pp.68-83、2014 年 9 月
- (2)<u>廣井亮一</u>、「規範意識と非行」、『児童心理』、 査読無、NO.987、pp.101-106、金子書房、 2014 年 6 月
- (3)<u>廣井亮一</u>、中川利彦、「学校における法にかかわる問題への対応:法と臨床の協働-保護者対応」『児童心理』、査読無、No.979 pp.119-125、金子書房、2014年1月
- (4)<u>廣井亮一</u>、中川利彦、「学校における法にかかわる問題への対応 : 法と臨床の協働 暴力問題」、『児童心理』、査読無、No.977、

- pp.117-123、金子書房、2013年12月
- (5)<u>廣井亮一</u>、大田原俊輔、「学校における法にかかわる問題への対応 : 法と臨床の協働 体罰問題」、『児童心理』、査読無、No.976、pp.119-125、金子書房、2013 年11月
- (6)<u>廣井亮一</u>、辻孝司、堀悠子、坂田真穂、村尾泰弘、「司法臨床の展開(第二報)-情状鑑定と裁判員裁判」、『法と心理』、査 読有、法と心理学会編、13巻1号、pp.71-75、 2013年10月
- (7)<u>廣井亮一</u>、河野聡、「学校における法にかかわる問題への対応 :法と臨床の協働 いじめ問題」、『児童心理』、査読無、No.974、pp.116-123、金子書房、2013 年 9 月
- (8)下郷大輔、佐々木順子、<u>廣井亮一、「刑務</u> 所におけるペアレンティングプログラム」、 『家族療法研究』、査読有、30巻2号、日 本家族研究・家族療法学会編、pp.44-51、 2013年8月
 - (9)<u>廣井亮一</u>、指宿信、坂野剛崇、「司法臨床の展開(第一報) 弁護士と臨床心理士の協働」、『法と心理』、査読有、法と心理学会編、12巻1号、pp.56-61、2012年10月

[学会発表](計15件)

- (1)<u>廣井亮一</u>、他、加害者家族のアプローチ をめぐって、日本心理臨床学会第 34 回秋 季大会、神戸国際会議場(兵庫県神戸市) 2015年9月19日
- (2)<u>廣井亮一</u>、他、司法臨床の展開(第四報) - 家庭裁判所再考/家裁調査官の活動をめ ぐって、法と心理学会 15 回大会、関西学院 大学(兵庫県西宮市) 2014 年 10 月 26 日
- (3)<u>廣井亮一</u>、他、ストーカー加害者への司 法臨床 - 逗子ストーカー事件の被害者ご 遺族の報告をもとに、第 14 回法と精神・ 心理研究会、市民の権利ビル(大分県大分 市) 2014年 10月6日
- (4)<u>廣井亮一</u>、家族の過去、現在、未来、日本心理臨床学会第 33 回秋季大会、パシフィコ横浜(神奈川県横浜市) 2014 年 8 月 23 日
- (5)<u>廣井亮一</u>、他、司法臨床の展開(第三報) - 法心理・司法臨床家の養成をめぐって、 法と心理学会 14 回大会、九州大学(福岡県 福岡市) 2013 年 10 月 12 日
- (6)<u>廣井亮一</u>、司法臨床としての情状心理鑑定・犯罪動機の解明・更生の方法等情状弁護の深化に向けて、日本弁護士連合会近畿地区弁護士下記研修、大阪弁護士会館(大阪府大阪市)、2013年8月1日
- (7)<u>廣井亮一</u>、他、いじめ体罰問題への法と 家族療法によるアプローチ、日本家族研 究・家族療法学会第 30 回大会、タワーホ ール舟堀(東京都江戸川区) 2013年6月 21日
- (8)<u>廣井亮一</u>、加害者家族へのアプローチ、 家族心理士・家族相談士資格認定機構第 28

- 会研修会、AP 大阪(大阪府大阪市) 2013 年6月9日
- (9)<u>廣井亮一</u>、情状鑑定をめぐって 司法臨 床の観点から、非行臨床研究会、日本女子 大学(東京都文京区)2013年3月9日
- (10)<u>廣井亮一</u>、他、司法臨床の展開(第二報) - 情状鑑定と裁判員裁判、法と心理学会 13 回大会、武蔵野美術大学(東京都武蔵野市) 2012 年 10 月 21 日
- (11)<u>廣井亮一</u>、司法臨床と臨床心理士、和歌山県臨床心理士会全体研究会、和歌山大学 (和歌山県和歌山市)、2012年7月29日
- (12)<u>廣井亮一</u>、他、法に関わる家族と子ども の援助について、日本家族心理学会 29 回 大会、東京学芸大学(東京都小金井市)2012 年7月14日
- (13)<u>廣井亮一</u>、少年非行と児童虐待にみる子 どもと家族の変容、島岡教育基金総会研修 会、丸島アクアシステム本社(大阪府大阪 市) 2012 年 6 月 27 日
- (14)<u>廣井亮一</u>、他、障害のある非行少年の家族支援、日本家族研究・家族療法学会第 29回大会、山口県総合保健会館(山口県山口市)、2012年6月1日
- (15)<u>廣井亮一</u>、京都薬剤師刺殺事件の情状鑑 定廣井鑑定の検討、京都弁護士会ケース研 究会、京都弁護士会館(京都府京都市) 2012 年 4 月 13 日

〔図書〕(計8件)

- (1)<u>廣井亮一</u>(単編著)、『家裁調査官が見 た現代の非行と家族 司法臨床の現場 から』、創元社、2015年、330
- (2)<u>廣井亮一</u>、他(共著)『心理学スタンダード』ミネルヴァ書房、2014年、 276(241-253)
- (3)<u>廣井亮一</u>、他(共著)『現代法律事務の諸問題』、日本弁護士連合会編、第一法規、2014年、992(928-941)
- (4)<u>廣井亮一</u>、他(分担執筆)、『家族療法テキストブック』、金剛出版、 2013 年、 351(144、228-231)
- (5)<u>廣井亮一</u>、他(共著)『法と心理学』、法 律文化社、2013年、271(168-181)
- (6)<u>廣井亮一</u>(単著)、『カウンセラーのた めの法と臨床 - 離婚・虐待・非行の問題解 決に向けて』、金子書房、2012 年、218
- (7)<u>廣井亮一</u>(単著)、『司法臨床入門 家 裁調査官のアプローチ 第2版』、日本評 論社、2012年、257
- (8)<u>廣井亮一</u>(単編著)、『加害者臨床』、 日本評論社、2012 年、251

6.研究組織

(1)研究代表者

廣井 亮一(HIROI, Ryoichi) 立命館大学・文学部・教授 研究者番号:60324985